県本部各部課長 県下各警察署長 原 議 永 年 保 存 共 00 00 10 31 5年 宮 本 規 第 8 1 3 号 平成 3 0 年 3 月 2 7 日 宮 城 県 警 察 本 部 長

交通安全施設の管理等に関する事務処理要綱の改正について(通達)

交通安全施設の管理等に関する事務の取扱いについては、「交通安全施設の管理等に関する事務処理要綱の改正について(通達)」(平成27年3月23日付け宮本規第702号)により運用してきたところであるが、別添のとおり交通安全施設の管理等に関する事務処理要綱を改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 交通安全施設について、その維持管理のため撤去計画について定めた。
- (2) 交通規制の意思決定上申等について、必要事項を追加した。
- (3) 管理簿の作成については、交通部長が別に定めることとした。
- 2 施行期日

平成30年4月1日

交通安全施設の管理等に関する事務処理要綱

1 趣旨

この要綱は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第4条第1項の規定により、宮城県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う交通規制並びに法第5条第1項及び第114条の3の規定に基づく宮城県道路交通規則(平成13年宮城県公安委員会規則第1号。以下「県規則」という。)第4条及び第53条の規定により警察署長及び宮城県警察高速道路交通警察隊長(以下「警察署長等」という。)が行う交通規制の意思決定上申等並びに交通信号機、道路標識及び道路標示(以下「交通安全施設」と総称する。)の撤去を含めた維持管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 運用体制

(1) 管理責任者

- ア 警察本部並びに警察署及び宮城県警察高速道路交通警察隊(以下「警察署等」 という。)に交通安全施設管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、 警察本部にあっては交通部交通規制課長を、警察署等にあっては警察署長等を もって充てる。
- イ 管理責任者は、交通安全施設の維持管理等に関する事務を掌理し、点検等に 基づいた必要な措置を講ずることを任務とする。

(2) 運用責任者

- ア 警察本部及び警察署等に交通安全施設運用責任者(以下「運用責任者」という。)を置き、警察本部にあっては交通部交通規制課課長補佐を、警察署等にあっては交通課長若しくは交通第一課長又は宮城県警察高速道路交通警察隊隊長補佐をもって充てる。
- イ 運用責任者は、交通安全施設の種別、設置数及び設置位置を把握するととも に、設置後も変わり続ける交通環境下における必要性や代替手段を不断に検討 し、管理責任者の指揮又は命令を受け、的確な維持管理等を行うことを任務と する。

3 交通安全施設の撤去計画の策定等

- (1) 警察署等の管理責任者(以下「署等管理責任者」という。)は、交通部長が別に定めるところにより、必要性が低下した又は代替可能な交通安全施設の撤去計画を策定し、警察本部の管理責任者(以下「本部管理責任者」という。)を経由して報告すること。
- (2) 本部管理責任者は、署等管理責任者が前記(1)の撤去計画を策定及び実施するに当たり必要と認める支援を行うこと。

4 交通規制の意思決定上申等

(1) 署等管理責任者は、法第4条第1項の規定による交通規制の新規実施、改正又は廃止(一時的な交通規制の実施又は解除を含む。)が必要と認めた場合は、当該区域、道路の区間又は場所について調査の上、交通部長が別に定めるところにより、本部管理責任者を経由して公安委員会に上申すること。

- (2) 警察署の管理責任者は、法第5条第1項の規定に基づく県規則第4条の規定による交通規制を実施する必要を認めた場合は、当該区域、道路の区間又は場所について調査の上、交通部長が別に定めるところにより、本部管理責任者と協議等を行うこと。
- (3) 宮城県警察高速道路交通警察隊の管理責任者は、法第5条第1項及び第114条の3の規定に基づく県規則第4条及び第53条の規定による交通規制を実施する必要を認めた場合は、道路の区間又は場所について調査の上、宮城県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令(平成22年宮城県警察本部訓令第6号)の定めるところにより行うこと。
- (4) 本部管理責任者は、前記(1)の上申又は前記(2)の協議等を受けたときは、必要な審査、指導等を行うこと。
- 5 交通安全施設の工事及び管理簿の作成等 管理責任者は、前記4-(1)の意思決定後、交通部長が別に定めるところにより、
- 交通安全施設の新設、改良又は撤去を行うとともに、管理簿を作成等すること。
- 6 点検の実施等

管理責任者は、交通安全施設が正常に機能しているかを確認するため、次に掲げる点検を実施することとし、各点検ごとの実施要領及び報告要領は、交通部長が別に定めるものとする。

(1) 常時点検

交通安全施設の視認性、外観、運用状況等について、署等管理責任者が所属の の警察官等に日常の警察活動を通じて行わせる点検をいう。

(2) 定期点検

交通安全施設の外観等について、本部管理責任者が交通部交通規制課の職員等 に定期的に行わせる点検をいう。

(3) 特別点検

次の場合に管理責任者が行わせる点検をいう。

- ア 交通事故等により、交通安全施設に破損、故障等の障害が生じた場合
- イ 風水害、地震等の災害発生時に、交通安全施設に破損、故障等の障害が生じ、 又は生じるおそれがある場合
- ウ その他管理責任者が必要と認めた場合
- (4) 点検結果の報告
 - ア 各点検を実施した職員等は、管理責任者に対し、点検結果を速やかに報告すること。
 - イ 署等管理責任者は、報告を受けた点検結果について、本部管理責任者に速や かに報告すること。
- 7 管理責任者が措置する事項
 - (1) 本部管理責任者が措置する事項
 - ア 交通信号機又は可変標識、灯火標識等の大型道路標識の不備、損壊等を認知 した場合には、復旧工事を行うほか、署等管理責任者に対して交通整理等の対 応を指示すること。

イ 交通安全施設を損壊した事案が発生し、当事者が不明の場合には、署等管理 責任者に対して交通部長が別に定めるところにより必要な対応を指示するこ と。

(2) 署等管理責任者が措置する事項

- ア 次の場合には、交通部長が別に定めるところにより本部管理責任者を経由して報告すること。
 - (7) 交通安全施設の維持管理上の不備に起因する事故が発生した場合
 - (イ) 交通安全施設を損壊した事故が発生した場合
 - (ウ) 道路工事等により交通安全施設の撤去又は移転が必要な場合
- イ 交通安全施設の異常を認知した場合には、直ちに交通整理等を実施するとと もに、復旧のために必要な措置を講じること。
- ウ 新たに交通規制を実施、改正又は廃止した場合は、意思決定の内容と一致する交通安全施設が設置又は撤去されているか確認を行うこと。
- エ 前記6の点検を通じて、破損、故障、損壊等のおそれを認知した場合は、速 やかに復旧のために必要な措置を構じること。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、交通安全施設の管理等に関し必要な細部事項は、交通部長が別に定める。